

あとがき

ジュノサイドに至り着くナチスの不法支配をもたらした「悪魔」の正体が何であったのか、われわれは、今ようやくその姿を捉えたといつてよいのではないか。主体性の形而上

学、中でも、その中核を成す、「世界」の前に「対して」立つという、ルネサンスに起源をもち、ヨーロッパ近代が長年にわたって研ぎ澄ましてきた「世界」への構えがその正体であった。かかる「構え」が、自己自身への信頼に満ちた自己立法を可能とする新しい自由へと人間を解き放った当のものであった。複式簿記による金と物の流れの統御も、遠近法による絵画の制作も、自然哲学による宇宙の掟の認識も、科学技術による自然の支配も、そして、ナチス第三ライヒによる新たな人間の創造も、ともに、同じ哲学に根を持つ構えから生み出された、ヨーロッパ近代の物語を構成する出来事であった。精神病者や精神薄弱者等を劣等な血を持つ者として、あるいは、ユダヤ人を異なる血を有する者として、ただそのことだけを理由に、生きるに値しない生命と位置づけ、計画し実行した根こそぎの抹殺も、一切の存在者の「存在」が力へ

の意思によって刻印づけられるあの真理の根本動向の発現であった。

機械化され食糧産業となった農業も、絶滅収容所における工業化された死体の製造も、その本質において、何ら変わるころのない、同じ一つの出来事であった。すべてを透視し、一切の存在者を支配し征服し創造せんとする主体性の形而上学が、所詮は数ある存在者の一つにすぎない生身の人間を、それが「あり」、「何であり」、「如何にある」かに関し、他の存在者と同様、墨繩を引くべき客体としてとらえたことに何の不思議もない。そのために必要とされ生み出された最適の統治の在り様が、隙間だらけの法律、権力に代わる、主体性の本質帰結としての切れ目のない生「権力」であった。ナチスが行ったことは、主体性の形而上学の要請にあくまで忠実に、あり余るほどの権力を最大限動員し、従来の権力がなお有していた躊躇いを振り払い、力への意思をもち、善悪の彼岸に立ち、永遠回帰の教説を掟として、この統治の術を思い通りにその極限にまで研ぎ澄まし、それに相応しい憲法体制を作

り上げた、ただそれだけのことである。そして、それにより、あたかもパンドラの箱を開けるかのように、近代理性のもつ無限の可能性とその正体を誰の眼にも明らかにしてみせたのである。

たしかに、「ジェノサイドはまさに近代的権力の夢であった」のだ。ただし、「権力」を単に政治的なそれとしてとらえないようにしよう。これを力への意思の「力」としてとらえることにより、はじめて、フーコーの言のもつ存在史的眞実が明らかとなる。

ジェノサイド、さらには、その前提となった現存在の全体的支配の再来の防止のために書かれるべき処方箋が何であるか、今ならわれわれはそれに答を返すことができる。それは、ルネサンスに起源をもつ前に「対して」立つという「世界」への構えの転回以外にはなかったにちがいない。二〇世紀の前半、それも、ナチス登場の直前に、ユクスキュルが「環世界(UniWelt)」を、フッサールが「生活世界(Lebenswelt)」を、ハイデガーが「世界内存在(In-der-Welt-Sein)」を人間と世界の関係の在り様として主張したことは決して偶然ではなかったはずである。彼らは、それぞれに、人間を自然の支配者にして所有者とせんとしたデカルト的な二元論の限界と行き着く先を予感し、それへの対抗軸の構築を模索し提案していたのかもしれない。ハイデガーは、一時、ナチズム

運動に近代の超克の可能性を見たのであるが、そして、そのことが彼に対応を誤らせる因ともなったのであるが、ナチス第三ライヒが当然の如く選んだ形而上学は主体性のそれであり、彼らは、自らの世界観を実現するべく、一切の躊躇いを振り払い、科学技術の助けを借りながら、そこから可能な限りの帰結を導き出したのである。それは、主体性の形而上学の実践として、地球規模で規定された技術と近代的人間の邂逅であった。

はたして、われわれは「世界」への構えの存在論的転回を成し遂げることができるであろうか。そもそも、服従する主体として、前に「対して」立つことが第二の本性と化し、生活世界に自らの体系を押しつけ理念の衣を被せ、像となった「世界」を何の疑問もなくありのままの現実ととらえることに慣れきった今日のわれわれにとって、転回を試みようと思えること自体が可能か、大いに疑問である。現存在の全体的支配を可能としジェノサイドに行き着いた前に「対して」立つという「世界」への構えは、二一世紀の今日においてもなお、克服されるどころか、いまだ存在者の「存在」を規定し続けていることに変わりはなく、それどころか、地球的規模で、より一層の拡大と進化を遂げている。第二次大戦後の情報技術及び生命科学の飛躍的発展は、主体性の形而上学の到達限界を無限ともいえる地平へと押しやった。今日、権力は、

その気になれば、現存在の幅と深みの全体を完璧に透視し管理し支配することも不可能ではなく、また、機械装置が求める新たな人間類型を科学技術により生産する、そうした時代の到来さえも遠い未来の夢物語ではなくなった。われわれは今、そうした時代を生きている。ルネサンス以来、ヨーロッパ近代の物語を紡いできた近代的自我の長い旅はまだ完結にはいたっていない。

構えの転回が不可能であるどころか、それがよりいっそう強固に、時には暴力的に、存在者の「存在」を規定し拘束する中で、長い旅路の果てにわれわれを待ち受けるものが何であるのか、ヨーロッパ近代の物語が最終的にいかなる結末を迎えるのか、われわれはそれを知らない。しかし、これまで書かれた物語の一つが紛れもなく絶滅収容所でありガス室であった以上、しかも、それらが、結局は、子が親を殺すように、近代という時代を生みだしたはずの「個人」を文字通り抹殺するものであった以上、今後も近代的自我の物語を紡ぎ続ける限り、あるいは、そうせざるをえない限り、近代的権力の夢を打ち壊し、その再来の防止のための処方箋を書くことは、われわれにとって避けては通れない未来に対する責務であり、喫緊の課題であることに変わりはない。

なるほど、構えの転回ほどには完璧ではないにせよ、実は、その答を見つけることはそれほど困難なことではない。改め

て、ナチスの政權掌握からガス室に至った政治過程を振り返ってみるだけでよい。政權掌握後、彼らが真っ先に掲げた政治課題が何であったかを思い返すだけでよい。そう、合法革命がそうであったのであり、ナチスには何が何でも真っ先にそれに着手しそれを成功させなければならない理由があったのだ。彼らは、ワイマールの立憲体制こそが、現存在の全体の支配、そして、ジェノサイドに行き着きそれを必要とした新たな人間類型の生産にとって最大の障害となることをよく承知していた。単に法律・権力であるというだけではない。

それがもたらす網の目が最大限大きくされ、天賦人權による保護を受け、国家の権力活動の一切が常に国民代表の許可＝法律を必要とする、自由で民主的な憲法体制こそが真っ先に打ち壊されるべき当のものであったということだ。個人主義及び、それに基づく平等主義・自由主義・福祉主義・民主主義・平和主義といった理念、そこから帰結される生命権・幸福追求権・平等権・自由権・生存権・参政権等の人權、そして、それらの理念と人權を保障し実現するための三つの制度的保障、即ち、権力活動の量的抑制を図る私的自治、権力活動の恣意を防止する法の支配、悪法の制定を阻止する三権分立制度・議会制度・憲法制度・法令審査制度、一言で表現するならば、市民革命に淵源をもつ自由で民主的な立憲体制というシステム、ナチスは、そこに彼らの最終目標の実現に立

ちはだかる最大の障壁を見いだしたのである。彼らが何故あれほど繰り返し「一七八九年」の抹殺を叫んだのか、今ならその理由がよく分かる。そうである以上、われわれが現存在への全体的支配に対する抵抗の手掛かりを、そして、ジュノサイドの再来の防止の手掛かりを、国民の一般意思の表現である憲法を頂点に置く立憲体制——これもまた理性の所産であり、近代的自我が紡いだ物語の一つであることを忘れないでおこう——の維持と実現に見定めることは、「世界」への構えの全面的な転回が今差し当たって困難な状況にあって、最善とまでは言えなくとも、理に適った方策といえるのではなからうか。それらは、いずれも、ラートブルフが一二年間にわたるナチスの統治の後に見いだした、「ことさらにする懷疑のみがその存在を疑いうる」、そうした類の価値であり理念である。書かれるべき処方箋は、きわめて平凡なものといつてよい。何か未知の遠い手の届かないところにはなく、われわれのごく身近に既に存在していたということだ。

むろん、問題はシステムだけではない。立憲体制が設計どおりの機能を果たすには、本来主権者＝主体であるはずの個々の現存在の在り様が問題となるこというまでもない。合衆革命の成功をもたらしたものが何であったのか。現存在に対する全体的支配、そして、ジュノサイドを可能としたものが何であったのか。単にナチスの手練手管だけが要因であっ

たわけではないであろう。求められるべきは、ライヒ官房長官ランマースがそうであったような、ライヒ内務省次官シュトツカルトがそうであったような、あるいは、安楽死計画下級鑑定医メネッケ、特務部隊隊長オーレンドルフ、ライヒ保安本部第四局課長アイヒマン、アウシュヴィッツ強制収容所所長ヘス……、デホマク社長ハイディングガー、さらには、ヒトラーユーゲントの下部リーダーであったマッシュマンのような末端の名も無き *Mitarbeiter* も含めて、機械装置の中で、「服従する主体」、即ち、微用され用立てられて立つ対象と化し、表象する力を欠如し、自分が実際に何を行っているかを決して表象することがないまま、ただ回転するだけの歯車であり続けることの拒否である。「主体」であること、即ち、表象する力、つまりは、前に「対して立つこと」の復権こそが肝要である。ただし、対して立つべき相手は、機械装置であり、それが操る政治権力であることを確認しておこう。たとえそのことがどれほど困難なことであるにせよ、眼差しの転回、かつてブルネッレスキやコペルニクス、ガリレオがはじめて自己のものとしたあの最初の「異なる眼」の獲得があらはじめて、一方的に管理し支配され微用される立場から解放され、逆に、管理し支配し微用する立場を取り戻すことが可能となる。それは、技術化した動物であることからの脱却であり、主体性の脱自我化の反転である。その瞬間、存在

者全体が、人間を含め、徴用し、用立てられ用象として配置されるゲシュテルが崩壊し、「世界」は、服従する主体が当然のこととしてきた日常的な親和性・既知性を失い、特権的な方向性も意味もたない無規定な姿をわれわれの前に曝すこととなるにちがいない。実存的覚醒であり、自由な精神の復権である。

一九四三年二月二二日、フライスラーの民族裁判所は、その四日前にゲシュタポにより逮捕されたハンス・ショル、ゾフィー・ショル、クリストフ・プロープスト、いずれもミュンヘン大学学生である三名の被告に対し、大逆予備の罪及び国防力破壊の罪により死刑を宣告した。即日斬首の刑が執行されたハンス等において、四月一九日、同志であったヴィリ―グラーフ、アレクサンダー・シュモレル、そして、彼ら学生の精神的指導者であったクルト・フーバー教授もまた同様の罪に問われ死刑に処せられた。「白い薔薇」と題する六通のピラを作成し配布したことが彼らの罪であった。そこにあったのは、「ナチズムと関係する一切のものから絶縁せよ」、「心にまとう無関心のマントを破り捨てよ」との決断(Entschlossenheit)の呼びかけであり、「言論の自由、信仰の自由、国家の恣意に対する個々の市民の擁護」という、ヨーロッパ近代が紡いだもう一つの物語への信仰告白であった。ナチスが、彼らを皆殺しにしたいと思う程、彼らの中に感

じた恐怖は、国家に対する大逆でもなければ利敵行為でもない。かつて、民族共同体、民族同胞、郷土愛といった言葉に魅了され、ナチス運動に共鳴し、ヒトラーユーゲントの一員として行進に参加しながら、やがて、縦隊の群れの一員であることに疑問を感じ、それを体制の批判へと昇華させ、一枚のピラに表現し、遠い鏡として、「鈍重不感の眠り」からの覚醒を、そして、「浅薄で意思を失った同調者の群れからの解放」を呼び掛ける、彼らの現存在の内に出来した眼差しの転回、「異なる眼」、それこそがナチスが感じた最大の恐怖にほかならなかったということである。

フォン・モルトケ伯。抵抗グループのひとつであったクライザウ・サークルの中心人物であり、フライスラーの法廷において大逆罪の故に死刑を宣告された彼は、自らを絞首台に吊した罪が「異なる眼」にあることをよく承知していた。判決の前日、獄中から夫人に宛てた最後の手紙には次のようにあった。「われわれ三人がやったことといえば、ただ考えただけでした。この世間から隔絶した三人の思想、そう単なる思想なのですが、ナチスはそれに感染した人を皆殺しにしたいと思うほど恐怖を抱いたということなのです。われわれはただ一緒に考えたという理由から絞首刑に処せられるのです。ピラ一枚作ったことさえ一度もなく、暴力の意図もなく、ただ存在したのは思想だけだったのです。」

白薔薇のメンバーであれ、モルトケ伯等であれ、彼らに対する断罪は、「世界」の墨繩を引く権力を奪い合う世界観相互の戦いのため、機械装置の意を体し、被指導者団を、世界観の兵士としてゲージユテルに配置し、思うがままに統御し動員するべく、自己の前に「自己に向けて「自己のために」立てた指導者にとって、何がもっとも不都合な真実であったか、それを今日のわれわれに伝えている、そう結論してもよいのではなからうか。